

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

地価税の申告書の提出期限の特例

Q：父は、地価税の申告書の提出期限直前に申告書を提出しないまま死亡しましたので、相続人である私が、父に代わって申告書を提出しなければならないのですが、10月31日までに間に合いそうにありません。提出期限の特例はないでしょうか。

A：お父さんの死亡した日の翌日から4ヶ月を経過した日の前日までに提出すればよいことになります。

【解説】

地価税は、毎年1月1日を基準にしてその年の10月1日から10月31日までの間に申告納付するしくみで、納税についても、まず2分の1を10月31日までに納付し、残りの2分の1を翌年3月31日までに納めることになっています。

地価税の申告書を提出すべき個人がその申告書の提出期限までに申告書を提出しないで死亡した場合には、相続人がその申告書を提出しなければなりません。

この場合の提出期限は、その相続人が被相続人に相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月を経過した日の前日となります。ただし、この特例による提出期限が本来の提出期限より前に到来する場合には、本来の提出期限までにその申告書を提出すればよいことになります。

この申告書の提出期限の特例を受ける場合には、特例による申告期限までにその2分の1を、提出期限の翌日から5ヶ月を経過した日の前日までに残りの2分の1を納付することになります。

